

2023年11月

お客さま各位

碧海信用金庫

ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）の規定改定のお知らせ

日頃より碧海信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、碧海信用金庫では、民法 548 条の 4 の約旨にもとづき、ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）の規定を改定し、改定後の規定をホームページに掲載しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する規定

ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）の規定

2. 対象ローン

当金庫が指定する所定の住宅ローン商品全般

3. 改定日

令和 5 年 12 月 1 日（金）

4. 改定内容

改定する条項	改定後	改定前	改定詳細
第 2 条(繰り上げ返済) 第 6 項	第 1 項から第 3 項、および第 5 項の規定にかかわらず、金庫のインターネットバンキングを利用してローン一部繰り上げ返済を行う場合には、金庫の「ヘキシんパーソナルインターネットバンキング利用規定」を優先して適用するものとします。	(新設)	インターネットバンキングを利用してローン一部繰り上げ返済を行うときは、 「ヘキシんパーソナルインターネットバンキング利用規定」を優先する旨を追加

なお、掲載する規定は当金庫ホームページ内「各種規定集」の融資関係規定集に掲載しますので、ご確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.hekishin.jp/kitei/>

以上